

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***2021. 9. 15***☆

【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

まさか！私が争族の当事者！？

発行者：牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和

牧野FP事務所 公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***通算第463号***☆

<第463号の目次>

■ 今週のテーマ

まさか！私が争族の当事者！？

■ 「人生の添乗員(R)」からのワンポイントメッセージ

■ 「人生の添乗員(R)」牧野寿和のプロフィール

■ 編集後記

それでは、

今週のテーマからはじめます。

*:**

■ 今週のテーマ

まさか！私が争族の当事者！？

*:**

前回第462号では、

「勘違いしてはダメ！相続の基礎知識」をテーマに、

Aさん家族をモデルに、
相続税はかからないけど、
相続を受けると家計の負担になりかねない問題を
検証いたしました。

今回は、先回のように相続がスムーズに運ばず、
相続人のひとりであるDさんが、
相続の内容に、遺産分割協議の段階で応じない、
と、言い出したとします。
なぜ、そのようなことを言い出したのか？

その原因を考えてみることにします。

先回、第 462 後の内容を振り返る

先回の相続の内容は、
下記のようなAさん家族で、
C、Dさんの母親であるBさんが子どもへの相続なしで、
亡くなったあとに、
父親であるAさんが亡くなったときの事例でした。

具体的は、Aさんは、Cさんには、
相続資産額で2000万円の実家を相続して、
Dさんには、現金400万円を相続することを、
Aさんが生前に、
C、Dさんを交えて決めた通りの相続を
Aさんが亡くなったあとにC、Dさんが実行しました。

その相続は、相続税の基礎控除内だったので、
相続税は納めなくても良かったのですが、
Cさんは、毎年の固定資産税を納めるなど、
家計の負担が必要になった。
という内容でした。

<Aさん家族>

Aさん（夫、70歳）

Bさん（Aさんの妻、67歳）

Cさん（Aさん夫婦の長男、40歳）

Dさん（Aさん夫婦の長女、36歳）

Cさん、Dさんは、

ともに結婚してそれぞれの家庭を持っている。

教科書通りの遺産分割法では

繰り返しになりますが、
このC、Dさんは均等に相続すれば、
実家（2000万円）+現金400万円=2400万円を、
ふたりの兄弟で分けて、
 $2400\text{万円} \div 2 = 1200\text{万円}$ ずつ（1）
相続することになります。

また、Aさんの「子」であるC、Dさんの相続ですから、
最低限保障される遺産取得分である「遺留分」を
兩人とも受取る相続する権利もあり、
その額は、 $1200\text{万円} \times 1/2 = 600\text{万円}$ （2）
お互いに600万円です。

しかし、C、Dさんは父親が生存中に、
この部分も何度も書きますが、
Aさんが、相続資産額で2000万円の实家を相続して、
Dさんには、現金400万円を相続することで、
納得していました。

突然！Dさんが…

ところが、Aさんが亡くなったあと突然Dさんが、
Aさんの相続資産の1/2を均等に相続したい、
と言い出したのです。

具体的には、
実家を均等にふたつに分けることはできなく、
Dさんは現金400万円の相続でしたので、
均等な相続での1200万円（1）から不足分の
 $1200\text{万円} - 400\text{万円}$ （Dさんの現金分）
=800万円を、
Cさんに現金で渡すように言ったのです。

なぜ、Dさんはこのように言ったのでしょうか？

これまでのAさん家

Aさん家族を知っている人は、
Dさんの主張を知って、
「もっともだ」という人もあれば、
「よくDさんそんなことが言えるね」
という人もいるかもしれません。

CさんとDさんは、
学校を卒業して、
実家から独立するまでの教育費などは、
ほとんど同額だったということです。

ただ、Dさんが結婚するときは、
それは立派な拵え（こしらえ）を準備して、
嫁いだそうです。

当時母親のBさんは、
私たち夫婦が死んでも残るのは、
Cさんに相続する家（実家）しかないので、
その分を工面してDさんの分にした。
と話していたそうです。

Cさんは、なぜ今になって、
Dさんが均等な相続を言い出したのか、
よくわからないのが現実のようです。

Dさんの事情

なぜ、Dさんは、Cさんの家庭が、
現在受験生を抱えて、
家計的にも大変な時期だと知っていながら、
このようなことを言い出したのでしょうか？

- ・均等に割るのは当然だから
- ・Dさんの夫が当然の権利だから主張しろといったから
- ・Dさんの夫の親または親族からの助言
- ・Dさんの友達からの助言

といった、さまざまなケースを考えることができます。

Cさんの対応

一方、Cさんは、
実家相続することに決まっていたので、
両親が生前、結婚後にもDさんに、
援助していたことは知っていたけど、
何も言わないでいたそうです。

実際に実家を相続するときになってから、
Dさんが均等な相続を言い始めたのか、
まったく理解できないそうです。

もし、均等に相続をするのであれば、
両親が生前にDさんに援助していた、
金銭や物品の価格も相続資産に参入して、
均等に割るように主張しようとも思ったそうです。

この相続の解決方法

この騒ぎは争族に発展して、
家庭裁判所に調停をとるところまで、
行きかけましたが、
Aさんの弟、つまりC、Dさんの叔父が中に入って、

Cさんは、
Dさんに遺留分の600万円(2)の不足分
600万円-400万円(Dさんが親Aさんから相続した現金)
=200万円を、毎月2万円ずつ100カ月(8年4カ月)
無利息で払う。
また、今後C家とD家は一切の付き合いを断つ。
この2点で、話し合いがつかまりました。

一切の付き合いを断つとは、
両親の供養にDさんは招かないということです。

当時これには叔父もDさんも難色を示したが、
時間が経てば、解決できるとも思ったそうです。

相続の原因

しかし、それから数十年以上、
200万円をCさんがDさんに支払い終えた以降も、
Dさんは、Cさんが住んでいるかつての実家の敷居を

またぐことはありませんでした。

Cさんより妹のDさんの方が先に亡くなったのです。

風の便りでは、
Dさんも、
親が決めた通りの相続の方法で良かったのですが、
Dさんの夫の意見を尊重せざるを得なかったようです。

Dさんにとっても苦渋の選択をしたのでしょう。

*:
■「人生の添乗員（R）」からのワンポイントメッセージ
*:

家族が成長すれば、

家族と違う、

さまざまな考えを持つ人も、

親族になるのです！

*:
■人生の添乗員（R）牧野寿和のプロフィール
*::~

日本で唯一「人生の添乗員（R）」を名乗れる

公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー

創業 18 年目

1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）以外は、名古屋で生活をする。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。業務で世界各地を廻っていた時、
日本の方と他国の方々のお金との付き合い方の違いを感じていた。
そんな時渡米した折に、初めてファイナンシャルプランナーの存在を知り、
日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003年 牧野FP事務所を創業。
2018年から牧野FP事務所合同会社を設立。

これまでに、延べ900件以上の様々な相談に対応。

現在は、相談者へのプランニングの助言と提案を主な業務とし、

相談者に、安心できる生活が送れるように、

丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・NPO法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）協会 CFP（R）認定者
- ・1級ファイナンシャル・プランニング技能士（資産設計提案業務）
- ・福祉住環境コーディネーター
- ・総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ〜テレ（名古屋テレビ）「UP！」

<執筆>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない！
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談は、名古屋市内はもとより
愛知、岐阜、三重県、
首都圏や関西にも
リモートでお会いする機会が増えました。

「人生の添乗員（R）」は、

他人を気にすることなく、
相談者ご自身にとって
有益な提案を心がけています。

::*:*:*:*:*:*:*:*:*:

■編集後記

*****:

争族の問題はお金で解決する!?

お金の問題だから、

お金だけでは解決が難しいのです!?

【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

来週もご愛読のほど、
よろしく願い申し上げます。

「人生の添乗員」「人生の行程表」は牧野寿和の登録商標です

■【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

発行:

牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

■登録・解除は、ご自身でお願いいたします。

こちらから出来ます。

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

■本メルマガに関するご意見・お問い合わせはこちらまで
お願いいたします

E-MAIL : makino.fp@beach.ocn.ne.jp

■記事内容に関してのトラブル等について当方では一切責任を負いかねます。
ご自身の責任でご判断下さい。
